

川崎市指令環廃 第139号

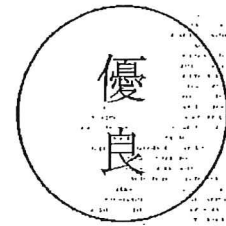
許可番号 第05710000405号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号

氏名 株式会社 エバーグリーンライン

代表取締役 比嘉 良弘 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和元年11月29日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日

平成30年8月1日

許可の有効期限

令和7年7月31日

この許可証の写しは情報開示の一環としてホームページに掲載したものであり、これを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。
株式会社 エバーグリーンライン

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

(2) 産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を含む。)

ア 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、

イ 紙くず、ウ 木くず、エ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、

オ ガラスくず (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、

カ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

以上6種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を除く。)

ア 燃え殻、イ 汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ウ 廃油、エ 廃酸、

オ 廃アルカリ、

カ 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、

キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、

サ ガラスくず (石綿含有産業廃棄物を含む及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、シ 鉱さい、

ス がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)

以上13種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 制限

ア 積替え又は保管に係る廃プラスチック類及びガラスくずは石綿含有産業廃棄物であるもの又は廃蛍光灯に係るものに限る。

イ 積替え又は保管に係る紙くず及び木くずは石綿含有産業廃棄物の付帯物であるものに限る。

ウ 積替え又は保管に係る金属くずは石綿含有産業廃棄物の付帯物であるもの又は廃蛍光灯に係るものに限る。

エ 積替え又は保管に係るがれき類は石綿含有産業廃棄物であるものに限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年8月1日

更新許可

平成30年8月1日

優良認定

令和元年11月15日

事業計画変更 (積替保管場所の変更)

5 積替え許可の有無
市名

許可番号

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



別記1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区扇町1番11 (3381㎡のうち122.21㎡に限る。)	保管面積 17.71㎡ 保管上限 9.64㎡ 積み上げることができる高さ 1.17m	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず、がれき類



備考 市長が交付する許可証については、積み替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。